

# 江別市災害廃棄物処理計画 (案)

平成30年11月  
(2018年11月)

江別市  
(生活環境部環境室)



## 《 目 次 》

### 第1章 総則

第1節	計画策定の背景と目的	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画対象区域	3
第4節	本市の災害発生状況	3
第5節	想定する災害	4
1	想定する災害	4
2	想定する被害	4
第6節	災害廃棄物処理の基本方針	5
第7節	災害廃棄物等処理の基本的な流れ	6
第8節	対象廃棄物	7
第9節	市及び市民・事業者の役割	9
1	市の役割	9
2	市民及び事業者の役割	9

### 第2章 組織体制及び協力・支援体制等

第1節	災害発生時の組織体制及び業務内容	11
第2節	職員の安全・健康	13
第3節	情報収集・連絡	13
第4節	協力・支援体制	13
1	国、地方公共団体との連携	14
2	民間事業者等との連携	18
3	ボランティアへの支援要請等	22
4	災害廃棄物処理支援ネットワーク	22
第5節	職員への教育訓練	23
1	初心者研修	23
2	継続研修	23

### 第3章 災害廃棄物処理

第1節 災害廃棄物等の発生量	24
1 災害廃棄物等の発生量	24
第2節 避難所における仮設トイレの設置	27
1 仮設トイレ等の設置	27
2 仮設トイレ等のし尿処理	27
第3節 災害廃棄物等の収集運搬及び仮置場の設置	32
1 収集運搬	32
2 仮置場	33
第4節 災害廃棄物等の処理	39
1 処理スケジュール	39
2 処理フロー	39
3 災害廃棄物の処理に係る基本的な考え方	40
4 災害廃棄物の処理量	40
5 生活ごみ・し尿の処理	41
第5節 一般廃棄物処理施設	42
1 市の処理施設	42
2 市の処理施設の補修体制等	44
3 許可業者の処理施設	45
4 仮設焼却炉の設置等	47
5 災害廃棄物等の再資源化の処理方法	48

### 第4章 市民等への普及啓発・広報等

第1節 平常時の市民等への啓発	49
第2節 発災後の市民等への普及啓発・広報等	49
1 初動時	49
2 応急対応時	49
3 復旧・復興時	49
4 全般	50

# 第 1 章 総則

## 第 1 節 計画策定の背景と目的

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波による甚大な被害とともに、膨大な量の災害廃棄物が発生し、その処理に混乱が生じました。

大規模災害に伴い発生するがれきや木くず等の災害廃棄物は、通常の一般廃棄物とは量や性状が大きく異なることから、市町村での単独処理が困難になることが予想され、処理にあたっては、国や都道府県等との連携が必要となります。

国では、この教訓をもとに、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定に資するとともに、自然災害による被害を軽減するための平時の備えや、災害に伴い発生する廃棄物の適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策など、必要事項をまとめた「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」を策定し、その後の平成 28 年に発生した熊本地震等の災害を踏まえ、平成 30 年 3 月に改定しました。

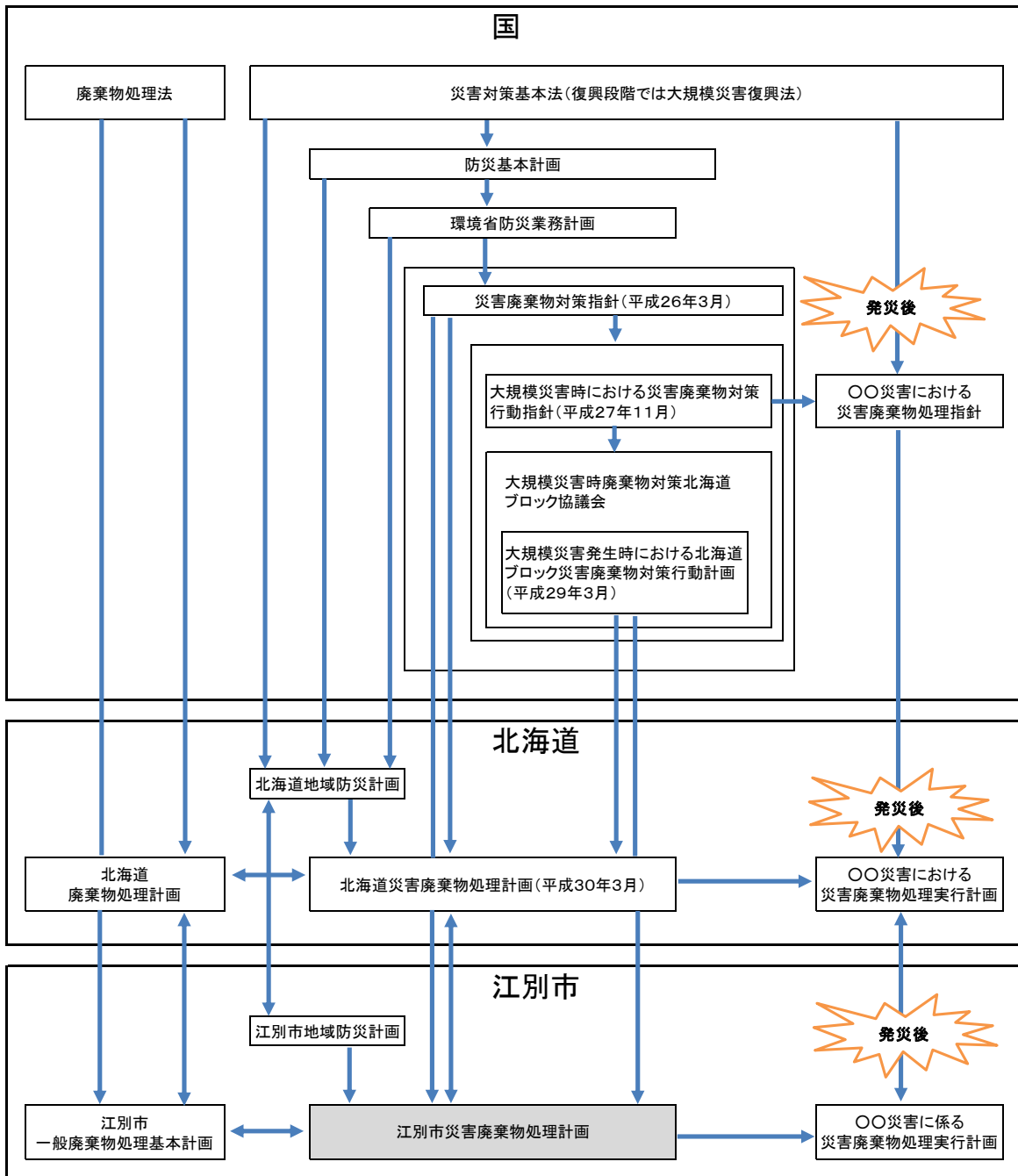
また、環境省北海道地方環境事務所が中心となり設置された大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会において、「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画（平成 29 年 3 月）」が策定され、北海道では平成 30 年 3 月に「北海道災害廃棄物処理計画」が策定されるなど、災害廃棄物対策が進められています。

本市においても、災害に対し平時から備えるほか、発災時には、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うとともに、市民の生活環境を保全するため、速やかに復旧・復興を進めることを目的に、国の指針や行動計画、北海道の処理計画及び「江別市地域防災計画」と整合を図りながら、「江別市災害廃棄物処理計画」を策定するものです。

なお、本計画については、今後、国、北海道等から示される指針や計画、本市の地域防災計画等、策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

## 第 2 節 計画の位置付け

本計画は、以下のとおり位置付けられます。



### 第 3 節 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

### 第 4 節 本市の災害発生状況

本市は、石狩平野の中央部に位置し、石狩川を主流とした千歳川、夕張川、豊平川等の大小河川があり、各河川流域の降水量によって災害をもたらすという特異性があります。

近年の本市の災害発生状況では、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震や平成 28 年の北海道浦河沖地震に伴う大きな被害は起きていませんでしたが、平成 30 年 9 月 5 日の北海道に接近した台風 21 号では、強風による大量の倒木などの被害が発生し、翌 6 日未明の北海道胆振東部地震（江別市 震度 5 強）では、家屋の全壊や半壊などのほか、負傷者も出るなど、被害が発生しています。

過去における四季別の異常気象の概況は、次のとおりです。

#### （1）春

4 月から 5 月にかけては、低気圧の接近にともなって暖かい南風が吹き込んで気温の上昇が起こり、降雨と合わせて融雪災害が発生する。

また、融雪の終了とともに、季節的な強風による異常乾燥等の気象現象から、空地や原野の枯れ草等の野火火災の発生が多い。

#### （2）夏

梅雨前線が津軽海峡付近まで北上し、その前線上を台風が通過すると大雨に見舞われる。また、この季節は台風の最盛期でもあり、前線を台風が刺激することによって記録的な豪雨をもたらすことがあり、昭和 36 年、37 年、41 年、50 年、56 年の石狩川洪水災害は、この時期に発生している。

#### （3）秋

低気圧がたびたび本道を通り、大雨に見舞われることがある。また、台風が道央に接近する頃には勢力が弱まる傾向にあるが、稀にはほとんど勢力を変えずに襲来し、大きな被害をもたらすことがある。

#### (4) 冬

日本海沿岸から太平洋にかけて低気圧が襲来する。このため、降雨が降雪となり、時には暴風雪のため交通災害が発生する。

また、寒冷積雪に伴って暖房設備、器具の使用が多くなり、これらに起因する火災が増加する。

## 第 5 節 想定する災害

本計画における想定地震及び想定風水害を以下のように定めます。

### 1 想定する災害

地震	<ul style="list-style-type: none"><li>・月寒背斜に関連する断層帯の地震（内陸活断層型）（震度 6 弱～7）</li><li>・野幌丘陵断層帯の地震（内陸活断層型）（震度 6 弱～7）</li></ul>
風水害	<ul style="list-style-type: none"><li>・台風最盛期における豪雨による洪水</li><li>・台風最盛期における暴風</li></ul>

出典：江別市地域防災計画

### 2 想定する被害

地震と風水害を比較して、最も被害の大きい地震を対象として被害を想定します。

地震	<ul style="list-style-type: none"><li>・全壊建物<sup>※1</sup> : 約 2,900 棟</li><li>・半壊建物<sup>※1</sup> : 約 5,050 棟</li><li>・死傷者<sup>※1</sup> : 約 1,610 人</li><li>・避難者数<sup>※</sup> : 約 10,000 人</li></ul>
----	--

出典：江別市地域防災計画及び江別市耐震改修促進計画

### 《参考》

本市において、過去に最も被害の大きかった水害は、昭和 56 年 8 月に発生した集中豪雨によるもので、被害の概要は次のとおりです。

水害	<ul style="list-style-type: none"><li>・全壊建物 : 4 棟</li><li>・床上浸水 : 416 棟</li><li>・床下浸水 : 605 棟</li><li>・避難者数 : 5,314 人</li></ul>
----	---

出典：江別市の統計



## 第 6 節 災害廃棄物処理の基本方針

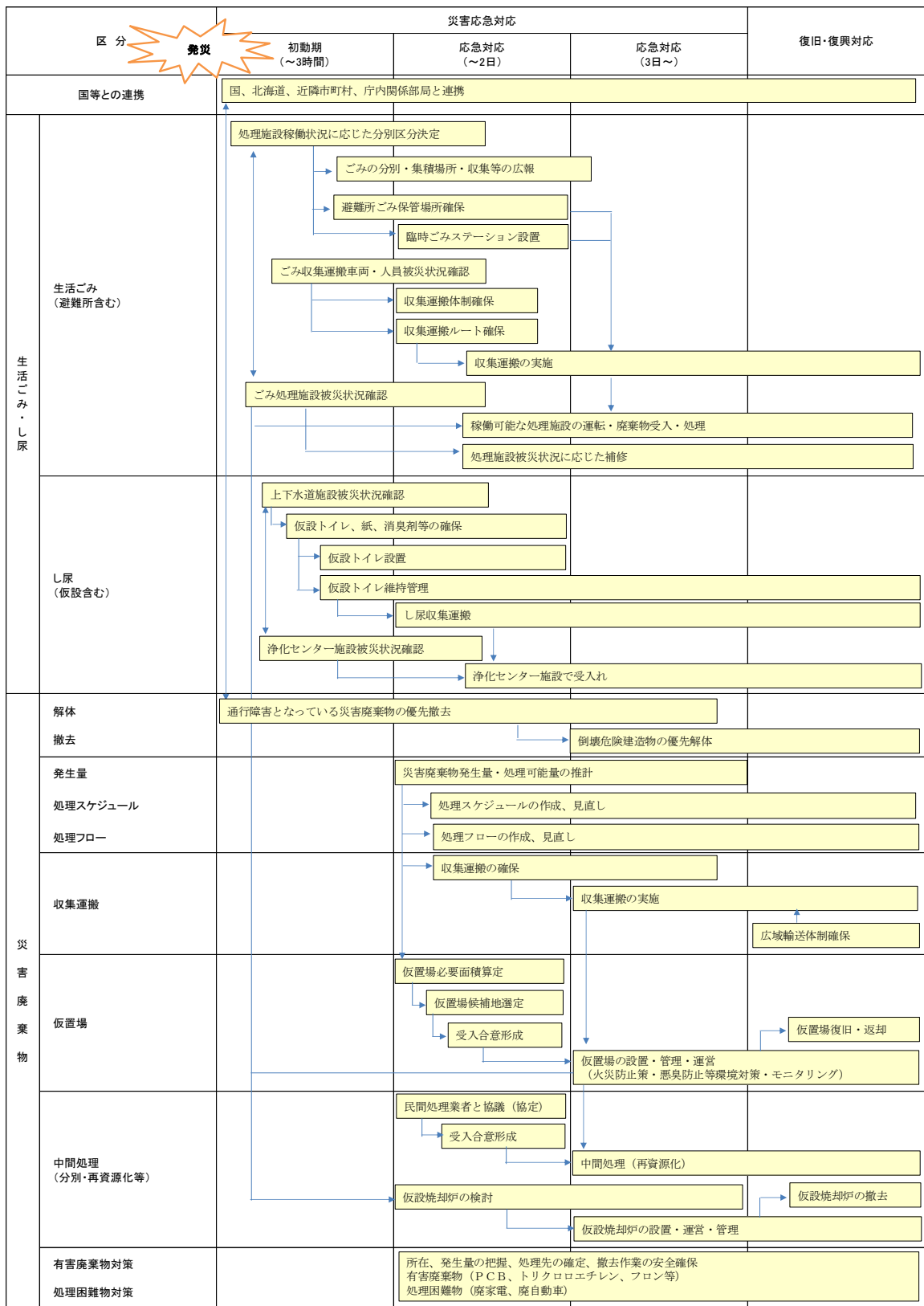
災害時においては、人命救助やライフラインの確保を最優先としたうえで、災害廃棄物処理の基本方針を定めます。

本計画の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針	内 容
① 衛生的な処理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発災時は、被災者の一時避難や上下水道の断絶等の被害が想定される。その際に発生する生活ごみやし尿については、生活衛生の確保を最重要事項として対応する。</li><li>・ 災害廃棄物は、十分に環境に配慮し処理を行い、特に不法投棄及び野焼きの防止には十分注意を払う。</li></ul>
② 迅速な処理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理は時々刻々変化する状況に対応できるよう迅速な処理を行う。</li><li>・ 当初の処理から分別に配慮する。</li><li>・ 発災から概ね3年間で処理を終えることとする。</li></ul>
③ 計画的な処理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発災による道路の寸断、一時的に大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場を適正に配置し集積する。</li><li>・ 集積した災害廃棄物は計画的に処理施設に搬入する。</li><li>・ 災害廃棄物の処理は、国、北海道及び近隣市町村と連携する。</li><li>・ 災害廃棄物の資源化を図るため、民間事業者と連携するほか、可能な限り分別収集に努める。</li><li>・ 災害廃棄物の処理の収束から、平常の清掃業務に移行する時期等についても十分に考慮する。</li></ul>
④ 安全な作業の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発災時の清掃業務は、通常と異なり、発生量やごみの組成、危険物の混入等が考えられることから、作業の安全性を確保するよう努める。</li></ul>

# 第 7 節 災害廃棄物等処理の基本的な流れ

発災後の各段階における主な業務内容を以下のとおりとします。



## 第 8 節 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物を表 1-1 及び表 1-2 のとおりとします。

なお、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、二次災害の防止や、作業の一貫性と迅速性の観点から個人及び中小企業の損壊家屋・事務所等の解体等により発生した災害廃棄物も含みます。

表 1-1 対象廃棄物（地震等の災害により発生する廃棄物）

種 類	内 容	特 性					
		再利用 可能性	減量 可能性	有害性 危険性	処理 困難性		
災 害 廃 棄 物	木くず	柱・梁・壁材、水害等による流木など	○	○			
	コンクリートがら等	コンクリート片、コンクリートブロック、レンガ、アスファルトがらなど	○				
	金属くず	トタン板、鉄骨、鉄筋、アルミ材など	○				
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物		○			
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	○	○			
	その 他 処 理 に 注 意 が 必 要 な 廃 棄 物	腐敗性廃棄物	昼や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など		○		○
		廃特定家電製品	災害により使用できなくなった家電リサイクル法対象家電製品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）	○	○	○	
		廃自動車等	災害により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	○	○	○	
		有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（防蝕剤）・有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等			○	○
		その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ、農機具やピアノなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの、石膏ボードなど			○	○

出典：災害廃棄物対策指針

表 1-2 対象廃棄物（被災地や避難所の生活に伴い発生する廃棄物）

種 類		内 容	特 性			
			再利用 可能性	減量 可能性	有害性 危険性	処理 困難性
生活 ごみ	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	○	○		
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど（簡易トイレで使用した凝固剤・汚物を含む）	○	○		
し尿	し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿		○		

出典：災害廃棄物対策指針

## 第 9 節 市及び市民・事業者の役割

### 1 市の役割

市は、平時から、市民や事業者に対し、ごみの減量や資源化に関して啓発するとともに、発災時の対応や役割を明確にする必要があります。

本市の役割は次のとおりです。

- (1) 発災時における組織の連絡体制を構築する。
- (2) 市内各部と連携し、仮設トイレやその管理に必要な物品の調達元を把握する。
- (3) 近隣市町村や廃棄物処理業者等との連携体制を構築する。
- (4) 災害廃棄物の発生量を迅速かつ的確に把握し、処理・処分方法及びスケジュール等を含めた実行計画を作成する。
- (5) 災害廃棄物の仮置場候補地を選定するとともに設置、維持管理を行う。
- (6) 発災時の被災建物等の解体・撤去、ごみの収集・運搬、ごみ処理体制等を構築するとともに、二次災害を防止する。
- (7) 発災時でのボランティア活動が円滑にできるような体制を構築する。
- (8) 市民、事業者、関係団体等に対し発災時の廃棄物処理について啓発を行う。

### 2 市民及び事業者の役割

#### (1) 市民の役割

市民は、平時から、ごみの減量化や資源化に努め、本市が定めた分別区分に従いごみを排出する必要があります。

市民の役割は次のとおりです。

- ① ごみ排出量の削減に努める。
- ② ごみの分別に協力する。
- ③ ごみとして排出する前に資源化することを推進する。
- ④ 平時から、分別の徹底を行い、災害時にも同様の分別が行えるようにする。  
また、携帯トイレの備蓄に努める。
- ⑤ 災害時における生活ごみや、建築物の解体に伴うがれき等の排出の際は、人命救助やライフラインの確保を優先する必要があるため、市の指示に基づき、緊急車両等の通行など、救助や復旧作業の妨げにならないようにする。

#### (2) 事業者の役割

事業者は、ごみの減量や資源化に努め、本市が定めた分別区分に従いごみを排出する必要があります。

事業者の役割は次のとおりです。

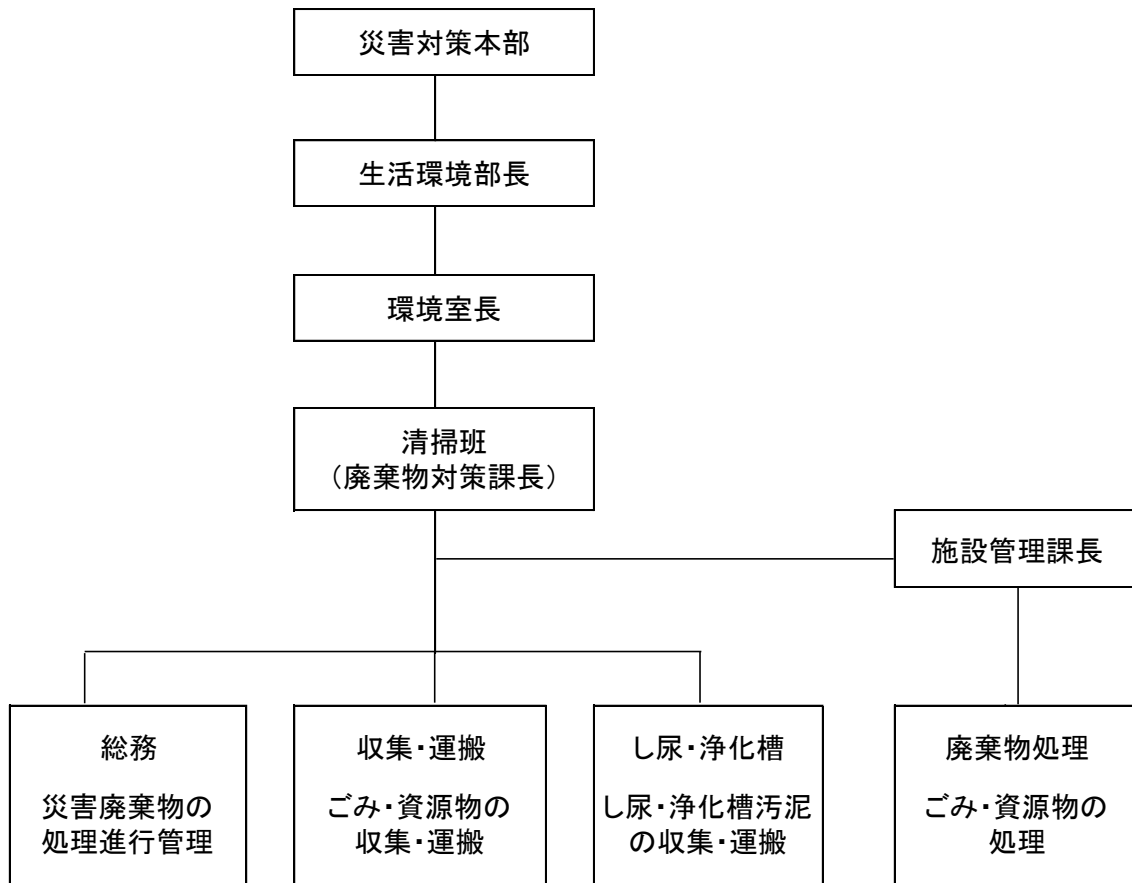
- ① ごみ排出量の削減に努める。
- ② ごみの分別に協力する。
- ③ ごみとして排出する前に資源化することを推進する。
- ④ 優れたリサイクル技術を採用する。
- ⑤ リサイクルルートを構築する。
- ⑥ 本市から廃棄物処理の協力要請があった場合は協力する。
- ⑦ 平時から分別の徹底を行い、災害時にも同様の分別が行えるようにする。
- ⑧ 災害時における事業ごみや、建築物の解体に伴うがれき等の排出の際は、人命救助やライフラインの確保を優先する必要があるため、市の指示に基づき、緊急車両等の通行など、救助や復旧作業の妨げにならないようにする。
- ⑨ 災害時における市からの廃棄物処理の連絡・広報に協力する。
- ⑩ 本市で処理できない災害廃棄物は、事業者が自己責任で処理を行い、適切な分別、再利用・再資源化に努める。

## 第 2 章 組織体制及び協力・支援体制等

### 第 1 節 災害発生時の組織体制及び業務内容

本市の災害廃棄物処理を統括する組織として、生活環境部環境室に「清掃班」を設置し、廃棄物処理に関する情報は全て清掃班に集め、管理することとします。

また、総括、指揮については、廃棄物対策課長が務めます。



清掃班組織体制

主要な業務の内容は以下のとおりです。

業 務		業 務 内 容
清掃班	総 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物の発生量の把握</li> <li>・ 災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>・ 災害廃棄物対策の進行の管理</li> <li>・ 庁内関係部署との調整</li> <li>・ 職員の適正な配置及び職員の参加状況の把握</li> <li>・ 国、北海道、近隣市町村との連絡体制の構築</li> <li>・ 市民や事業者からの相談への対応</li> <li>・ 市民や事業者への分別の指導</li> <li>・ 避難所での分別の指導</li> <li>・ その他発災時の廃棄物処理に必要な事項</li> </ul>
	収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集・運搬業者との連絡</li> <li>・ ごみ収集運搬車両・人員の被災状況の把握</li> <li>・ 収集・運搬業務の指示</li> <li>・ 臨時ごみステーションの設置</li> <li>・ その他発災時の廃棄物処理に必要な事項</li> </ul>
	し尿・浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ し尿・浄化槽汚泥発生量の把握</li> <li>・ 仮設トイレの確保、避難所での設置・撤去の指導</li> <li>・ 収集・運搬業者との連絡</li> <li>・ 収集・運搬業務の指示</li> <li>・ 江別市浄化センターが使用不可の場合における、周辺市町村の代替利用可能なし尿処理施設や下水道の確保</li> <li>・ その他発災時のし尿処理に必要な事項</li> </ul>
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ処理施設(環境クリーンセンター、リサイクルセンター、一般廃棄物最終処分場)の被災状況の把握</li> <li>・ ごみ処理施設の復旧</li> <li>・ 仮置場の設置・運営</li> <li>・ 仮設焼却炉等の検討</li> <li>・ その他発災時の廃棄物処理に必要な事項</li> </ul>



## 第 2 節 職員の安全・健康

発災時は、通常業務に加え、災害廃棄物の処理も並行して行うこととなり、時間外業務や長時間に及ぶ業務が求められることから、職員への負荷が高まり、疲労の蓄積やストレス等により、注意力、集中力が低下し、事故やけがの発生原因となります。

こうした事態を回避するためにも、災害に係る職員の安全・健康に対する配慮も重要です。

長期的・安定的な収集・運搬、処理を確保するため、被災時は、職員の安全・健康管理を重視し、継続的に業務が遂行できる体制を構築します。

## 第 3 節 情報収集・連絡

災害発生に際して、情報の収集・連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、職員への連絡体制の充実強化、関係行政機関、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図り、発災時、復旧・復興時における環境保全の重要性について適切な広報活動が行われるよう体制を整備します。

なお、災害対策を迅速かつ的確に実施するため、下記事項を含め、緊密な防災情報連絡体制の確保を図ります。

- (1) 関係行政機関、関係地方公共団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。
- (2) 職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の充実強化を図る。
- (3) 迅速かつ的確な災害情報を収集するため、民間事業者等からの多様な災害関連情報等を収集できる体制を構築する。

## 第 4 節 協力・支援体制

発災時において、よりスムーズな災害廃棄物の処理を実行するため、平時から国、北海道、近隣市町村、庁内関係部署との連携体制を構築するとともに、民間事業者との災害廃棄物の処理に関する協定の締結を進めます。

なお、本計画の上位計画である「江別市地域防災計画」においては、国、北海道、民間事業者等と、災害時における相互応援協定の締結を随時進めており、これらの協定内容に基づく体制も活用します。

## 1 国、地方公共団体との連携

大規模災害が発生した場合は、周辺市町村が同時に被災することが予想されます。本市のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合には、国や北海道へ支援を要請するほか、近隣市町村と連携して対策にあたります。

本市では、平成 26 年 2 月 7 日に近隣 7 市町村で構成する札幌圏廃棄物対策連絡会議（札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村）において、「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定<sup>\*</sup>」を締結しています。

国、北海道、近隣市町村の連絡先は以下のとおりです。

区分	機関名	所在地	電話番号
国	環境省	札幌市北区北 8 条西 2 丁目	011-299-1952
	北海道地方環境事務所	札幌第一合同庁舎 3 階	
北海道	北海道環境生活部環境局	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-204-5196
	循環型社会推進課	北海道庁 12 階	011-204-5198
	北海道石狩振興局	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目	011-204-5823
保健環境部環境生活課	北海道庁別館 5 階		
札幌市	札幌市環境局環境事業部	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	011-211-2912
	循環型社会推進課	札幌市役所本庁舎 12 階	
小樽市	小樽市生活環境部	小樽市花園 2 丁目 12-1	0134-32-4111
	ごみ減量推進課	小樽市役所本庁舎	(内線 462)
石狩市	石狩市環境市民部	石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2	0133-72-3126
	ごみ・リサイクル課	石狩市役所本庁舎 3 階	
北広島市	北広島市市民環境部	北広島市中央 4 丁目 2 番地 1	011-372-3311
	環境課	北広島市役所本庁舎 4 階	(内線 4102)
当別町	当別町住民環境部	石狩郡当別町白樺町 58-9	0133-23-2503
	環境生活課	当別町役場	
新篠津村	新篠津村住民課	石狩郡新篠津村第 47 線北 13 番地 新篠津村役場	0126-57-2111 (内線 310)

## ※「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」

### 札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定

札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村（以下「協定市町村」という。）は、大規模な震災等により廃棄物処理に支障を来す事態の発生等に備え、相互の支援の実施について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、震災等発生時における協定市町村の広域的な支援体制を確保することにより、協定市町村の廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

#### （相互支援の実施）

第2条 この協定により、協定市町村が相互に支援を実施する場合は、大規模な震災等により、多量の廃棄物が発生又は廃棄物処理施設の処理能力が低下したために廃棄物の処理が困難となり、他の協定市町村の支援を必要とするときとする。

#### （支援の要請及び受け入れ）

- 第3条 前条に掲げる事態が生じたとき、支援を必要とする協定市町村は、他の協定市町村に対し支援を要請することができるものとする。
- 2 支援を要請された協定市町村は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、支援要請を受け入れるよう努めるものとする。
  - 3 被害が甚大で、協定市町村間における支援に関する連絡調整が必要となる時は、札幌圏廃棄物対策連絡会議が、これを行うものとする。

#### （関係団体等との調整）

第4条 被害が甚大で、関係団体等との支援に関する連絡調整が必要となる時は、札幌圏廃棄物対策連絡会議が、これを行うものとする。

#### （廃棄物処理施設に関する相互支援の内容）

- 第5条 協定市町村は、各市町村内の廃棄物処理施設において、可能な限り他の協定市町村の震災等廃棄物を受け入れるための調整を進める。
- 2 協定市町村は、被害が甚大であり、仮設処理施設の導入が必要な際は、他の協定市町村との相互利用を検討の上、計画を立案するよう努める。

#### （仮置場に関する相互支援の内容）

第6条 協定市町村は、非常時に備え、平時から震災等廃棄物の仮置場等に利用可能な土地の情報収集に努める。

2 協定市町村は、被害が甚大な場合、状況に応じて、仮置場の相互利用等の支援を行うことができる。

(収集運搬車両に関する相互支援の内容)

第7条 協定市町村は、平時から確保している車両において、被災市町村への応援派遣等が可能な場合、できる限り支援を実施するよう努める。

2 被害が甚大であり、協定市町村において多数の廃棄物収集運搬車両を手配する必要が生じた場合、札幌圏廃棄物対策連絡会議において調整することができる。

(情報の交換)

第8条 この協定の円滑な運用を期するために、協定市町村等は廃棄物処理に係る相互の緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

2 被害が甚大な場合は、第4条から第7条に掲げた規定に関連する情報をはじめ、その他、道路運行状況、除雪状況等、廃棄物処理に係る必要な関連情報を、札幌圏廃棄物対策連絡会議に集約して共有する。

(支援の方式)

第9条 協定市町村は、相互支援の実施について、信義に基づいて行うものとする。

2 支援に必要とする経費は、原則として、支援を要請した協定市町村が負担するものとする。

3 前項の経費の額は、支援要請を受けた協定市町村が定める廃棄物処分にかかる手数料相当額を基本とし、支援要請を受けたことにより特に必要となった経費については、双方協議の上支援の都度決定するものとする。

(連絡担当部局)

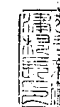
第10条 協定市町村等は、この協定締結後速やかにこの協定の実施のための連絡担当部局を定め、他の協定市町村等に通知するものとし、これを変更した場合も同様とする。

(疑義の決定等)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市町村が協議して決定するものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、協定市町村が締結する災害時の支援等に係る他の協定を妨げるものではない。



(適用)



第13条 この協定の有効期間は、締結日から2年間とする。ただし、期間満了前6か月までに、いずれの協定市町村からも改廃等の申し出がない場合は、さらに2年間延長するものとし、その後も同様とする。



この協定締結の証として、本書7通を作成し、各協定市町村長が押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年2月7日

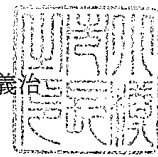
札幌市長

上田 文雄



小樽市長

中松 義治



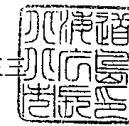
江別市長

三好 繁



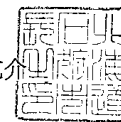
北広島市長

上野 正三



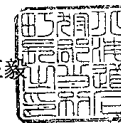
石狩市長

田岡 克介



当別町長

宮司 正彦



新篠津村長

東出 輝



## 2 民間事業者等との連携

災害廃棄物は、がれき等の産業廃棄物に性質が類似した廃棄物が多く、建設業者や廃棄物処理業者の方が処理方法に精通している場合があります。

本市では、災害時の廃棄物の収集運搬を円滑に進めるため、平成26年2月3日に、江別市一般廃棄物収集運搬の許可業者が構成する江別リサイクル事業協同組合と「災害時における廃棄物収集運搬の協力に関する協定<sup>\*</sup>」を締結しています。

今後は、災害に備え、建設事業者や廃棄物処理事業者等と災害廃棄物の処理に関する協定を締結するなど、より一層の相互協力体制の構築を図ります。

協定の主な内容は以下のとおりです。

### (1) 本市が被災した場合に協力を要請する事項

- ① 仮置場の確保
- ② 災害廃棄物の収集・運搬・処理

### (2) その他の取り決め事項

- ① 情報提供
- ② 実施報告
- ③ 原状回復
- ④ 費用の負担
- ⑤ 災害補償
- ⑥ 連絡窓口

## ※「災害時における廃棄物収集運搬の協力に関する協定」



### 災害時における廃棄物収集運搬の協力に関する協定書

江別市（以下「甲」という。）と江別リサイクル事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、江別市域内及び札幌圏に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、廃棄物の収集運搬（以下「収集運搬」という。）について、甲が乙に協力を要請する手続等を定めるものとする。

#### （協力の要請）

第2条 災害時において、収集運搬を必要とするときは、甲は、乙に対して協力を要請することができる。

- 2 乙が甲より収集運搬及びこれに関連する業務（以下「通常業務」という。）を受託している場合、本協定に基づく協力はこれに優先するものとする。
- 3 前項により通常業務が遅延又は不履行となった場合、甲は乙に対しこれらによって生ずる損害について、契約の定めにかかわらず求償しない。

#### （要請の手続）

第3条 第2条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

#### （業務の実施）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、必要な人員・車両等を調達し、甲の指示に従い、収集運搬を実施するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請に支障をきたさないよう、日ごろから必要な人員・車両等の調達計画の作成に努めるものとする。

#### （経費の負担）

第5条 この協定に基づく収集運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の額については、甲の積算基準及び乙の見積りを基に、甲が算出するものとする。

#### （経費の請求及び支払）

第6条 甲は、乙から経費の支払請求があった場合は、江別市の規定に基づき支払うものとする。

#### （障害死亡補償）

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成26年2月3日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 2月 3日

甲 北海道江別市高砂町6番地  
江別市  
江別市長 三好



乙 北海道江別市工業町11-7  
江別リサイクル事業協同組合  
代表理事 齋木良





## 《例》「災害廃棄物の処理等に関する協定書（案）」

### 災害廃棄物の処理等に関する協定書（案）

江別市（以下「甲」という。）と\*\*\*\*\*（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、江別市域内及び札幌圏に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、廃棄物の仮置又は処理（以下「処理等」という。）について、甲が乙に協力を要請する手続等を定めるものとする。

#### （協力の要請）

第2条 災害時において、処理等を必要とするときは、甲は、乙に対して協力を要請することができる。  
2 前項により通常業務が遅延又は不履行となった場合、これらによって生ずる損害については、契約の定めにかかわらず求償しない。

#### （要請の手続）

第3条 第2条の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって連絡し、その後速やかに文書を提出するものとする。

#### （業務の実施）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、必要な人員、機材等を調達し、甲の指示に従い、処理等を実施するものとする。  
2 乙は、甲からの要請に支障をきたさないよう、平時から必要な人員、機材等の調達計画の作成に努めるものとする。

#### （原状回復）

第5条 この協定に基づき乙が処理等を終えたあと、甲は誠意を持って、乙の基材等の原状回復を行うものとする。

#### （経費の負担）

第6条 この協定に基づく処理等に要した経費は、甲が負担するものとする。  
2 経費の額については、甲の処理料金及び乙の見積りを基に、甲が算出するものとする。

#### （経費の請求及び支払）

第7条 甲は、乙から経費の支払請求があった場合は、江別市の規定に基づき支払うものとする。

#### （障害死亡補償）

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が、負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

#### （協議）

第9条 この協定の実施に関し、必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

#### （有効期間）

第10条 この協定は、\*\* 年 月 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

\*\* 年 月 日

甲 北海道江別市高砂町6番地  
江別市  
江別市長 \*\*\*\*

乙 北海道\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

### 3 ボランティアへの支援要請・対応

被災地での災害ボランティア活動には様々な種類があり、中でも廃棄物や資源物等に関わるものとしては、①災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出し、②貴重品や思い出の品等の整理・清掃等があげられます。

災害廃棄物の処理に関わるボランティア活動の開始にあたっては、江別市災害対策本部（救護部ボランティア班）と調整のうえ、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法等を災害廃棄物処理の担当者がボランティアに事前に説明します。

### 4 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）

災害廃棄物の処理にあたっては、市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速な対応が求められるものであり、大規模な災害が発生した場合は、情報収集やその分析能力を有する人材、災害対応経験の豊富な人材などの確保が必要となります。

国は、大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物処理への対応力を向上させるため、有識者や自治体関係者、関係機関技術者の「支援者グループ」と、関係業界団体などの「民間事業者グループ」で構成される人的な支援ネットワーク「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」を構築しており、市は、このような人的支援を要する場合は、環境省地方環境事務所を通じて協力要請を行います。

## 第 5 節 職員への教育訓練

発災時に処理計画が有効に活用されるようにするとともに、災害廃棄物等処理の核となる人材を育成するため、継続的な教育訓練を行う必要があります。

本計画の記載内容について、業務を行う関係職員への教育訓練を継続的に実施し、処理計画の周知を行うとともに、国及び北海道と連携し、情報伝達・連絡手段の訓練等を行います。

### 1 初心者研修（新規着任者向け）

関係職員のうち、新規に着任した者に対して実施する研修

- (1) 実施時期：年度当初
- (2) 実施内容：災害廃棄物処理計画の内容周知

### 2 継続研修

関係職員に対して実施する研修

- (1) 実施時期：不定期
- (2) 実施内容：次の項目から適宜選択
  - ① 自然災害（地震、風水害等）に関する知識
  - ② 廃棄物に関する知識（廃棄物処理、廃棄物処理施設等）
  - ③ 災害廃棄物に関する知識
  - ④ 緊急時の組織の運用に関する知識
  - ⑤ その他災害関連の一般的な知識

## 第 3 章 災害廃棄物処理

### 第 1 節 災害廃棄物等の発生量

災害廃棄物処理を円滑に進めるためには、想定する被害から、災害廃棄物の発生量、避難所の生活ごみとし尿の発生量、一般廃棄物処理施設での災害廃棄物の処理可能量等を推計しておく必要があります。

災害廃棄物の発生量の推計にあたっては、想定する被害を江別市耐震改修促進計画が想定する被害とし、被害区分毎の棟数には、木造家屋だけでなく、非木造家屋も含まれます。

また、発生原単位は、災害廃棄物対策指針に基づく北海道災害廃棄物処理計画の発生原単位を使用します。

なお、発災後は、災害廃棄物等の発生量や一般廃棄物処理施設等の被害状況を取りまとめ、災害廃棄物の処理可能量等を把握し、適正処理を進めます。

#### 1 災害廃棄物等の発生量

##### (1) 災害廃棄物

発生量は、最も被害の大きい地震を対象とした被害から推計しているため、被害の少ない災害時においても対応することができます。

##### ① 推計方法

災害廃棄物発生量は、次の方法により推計します。

・災害廃棄物発生量 (t) =被害区分毎の棟数 (棟) ×被害区分ごとの発生原単位 (t/棟) 被害区分：全壊、半壊
--

推計方法：災害廃棄物対策指針

##### ② 想定する被害 (再掲)

地震	・全壊建物 : 約 2,900 棟 ・半壊建物 : 約 5,050 棟 ・死傷者 : 約 1,610 人 ・避難者数 : 約 10,000 人
----	--

出典：江別市地域防災計画及び江別市耐震改修促進計画

③ 災害廃棄物の発生量

全壊		半壊		発生量合計 (t)
発生原単位* (t/棟)	発生量 (t)	発生原単位* (t/棟)	発生量 (t)	
117	339,300	23	116,150	455,450

※ 災害廃棄物対策指針より

(2) 災害廃棄物の組成別発生量

災害廃棄物を環境クリーンセンターや民間事業者等で処理・再資源化するためには、災害廃棄物の組成別発生量を推計することが重要です。

災害廃棄物の組成別発生量は、次の方法により推計します。

① 推計方法

<p>・組成別発生量 (t) = 発生量 (t) × 区分毎の組成割合 (%)</p>
---

推計方法：災害廃棄物対策指針

② 組成別発生量

区分 \ 発生量	組成割合* (%)	全壊発生量 (t)	半壊発生量 (t)	発生量合計 (t)
可燃物	18.0	61,074	20,907	81,981
不燃物	18.0	61,074	20,907	81,981
コンクリートがら	52.0	176,436	60,398	236,834
金属	6.6	22,394	7,666	30,060
柱角材	5.4	18,322	6,272	24,594
合計	100.0	339,300	116,150	455,450

※ 災害廃棄物対策指針より

### (3) 避難所の生活ごみ

#### ① 推計方法

避難所における生活ごみ発生量は、次の方法により推計します。

・避難所の生活ごみ発生量 (t/日) = 避難者数 × 粗大ごみを除く生活ごみ発生原単位 (g/人/日)
---

推計方法：災害廃棄物対策指針

#### ② 生活ごみ発生量

①総人口 (人) (H30.3.31現在)	②生活系ごみ (H29年度実績)			③生活系ごみ 発生原単位 (g/人/日) =②/①/365日	発災1日後	
	可燃ごみ 不燃ごみ (t/年)	資源物 危険ごみ (t/年)	資源回収 (t/年)		④避難者数 (人)	⑤避難所 生活ごみ 発生量 (t/日) =④×③
118,700	21,311	920	6,577	665	10,000	6.6

### (4) 避難所のし尿

#### ① 推計方法

避難所におけるし尿発生量は、次の方法により推計します。

避難所のし尿発生量 = 避難所人数 × し尿発生原単位 (ℓ/人・日)
--

推計方法：災害廃棄物対策指針

#### ② し尿発生量

避難者数 (人)	し尿発生原単位※ (ℓ/人・日)	発災1日後
		避難所し尿発生量 (kℓ/日)
10,000	1.7	17

※ 災害廃棄物対策指針より

## 第 2 節 避難所における仮設トイレの設置

生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る観点から、発災後は、被害状況等にあわせて仮設トイレ等の必要基数（概ね 50 人/1 基）を推計し、避難生活に支障が生じないよう、本市が備蓄する携帯トイレ等を設置するとともに、必要基数に不足がある場合は、速やかに災害時における相互応援協定を締結している民間事業者等や近隣市町村に仮設トイレ等の設置を要請します。

また、設置後は計画的に管理できるよう、避難所単位でルールづくりを進めるとともに、実態に則したし尿の収集・処理を行います。

なお、被災により収集運搬車両が不足した場合に備え、民間事業者等との協定の締結を進めます。

### 1 仮設トイレ等の設置

仮設トイレ等は、次の事項を勘案して計画的に設置します。

- (1) 避難所と避難人員に応じて設置
- (2) 仮設トイレ等の種類別の必要数に応じて設置
- (3) 支援地方公共団体等からの応援者、被災者搜索場所、トイレを使用できない被災者等を含めた仮設トイレ等の設置
- (4) 仮設トイレ等は、汲み取りの作業がしやすく、人目に付きやすい場所に設置
- (5) 仮設トイレ等は、当初から女性用を別に設置
- (6) 障がい者や高齢者等の要配慮者専用の仮設トイレ等の設置



### 2 仮設トイレ等のし尿処理


仮設トイレ等の設置後は、次の事項を勘案して計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・運搬を行います。

- (1) 仮設トイレ等の衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保・供給
- (2) 支援市町村や民間事業者等からの応援を含めたし尿の収集・処理体制の確保
- (3) 避難所と避難人員に応じて、汲み取りの方法や頻度も同時に調整
- (4) 仮設トイレ等の悪臭や汚れへの対策として、仮設トイレ等の使用方法、維持管理法等について担当部署による継続的な指導・啓発


《参考》仮設トイレ等の種類


携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等、災害時に使用することを目的とする仮設トイレ等は、以下のように様々な種類があります。


種類（処理方法）		概要・特徴、優れた点・事後処理
① 携帯トイレ	携帯トイレ (保管・回収)	<b>【概要・特徴】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。</li> <li>・ 使用するたびに便袋を処分する必要がある。</li> <li>・ 消臭剤がセットになっているものや、臭気や水分の漏れを更に防ぐための外袋がセットになっているものもある。</li> <li>・ 在宅被災者等が自宅等でも使用できる。</li> </ul>
	 	<b>【優れた点・事後処理】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気・水なしで使用できる。</li> <li>・ 比較的安価で、かつ少ないスペースで保管できる。</li> <li>・ 既設の個室ならびに洋式便座があれば使用できる。</li> <li>・ 既存の個室以外で使用する場合は、パーテーション等で仕切り、簡易便器を用意すれば使用できる。</li> <li>・ 使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策についての検討が必要である。</li> </ul>


種類（処理方法）		概要・特徴、優れた点・事後処理
② 簡易トイレ	簡易トイレ (保管・回収)	<b>【概要・特徴】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護用のポータブルトイレ等、手すりが付いている物もある。</li> <li>・ 水なしで使用できるが、電気が必要な物もある。</li> <li>・ 室内に設置可能な小型で、持ち運ぶことができる。</li> <li>・ 便座と一定の処理がセットになっており、し尿を貯留できる。</li> <li>・ 汚物の処理タイプとして、凝固剤を用いた「ラッピング」のほか、「コンポスト」「乾燥・焼却」等があり、電気の確保等、製品ごとに利用上の留意点の確認が必要である。</li> </ul>
		<b>【優れた点・事後処理】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設の個室があれば使用できる。</li> <li>・ 既存の個室以外で使用する場合は、パーテーション等で仕切れば使用できる。</li> <li>・ 使用後の臭気対策がされているものがある。</li> <li>・ 福祉避難スペース等で使用できる。</li> <li>・ 使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策についての検討が必要である。</li> </ul>



<p>簡易トイレ組立式 (保管・回収)</p> 	<p><b>【概要・特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。</li> <li>・ 使用するたびに便袋を処分する必要がある。</li> <li>・ 在宅被災者等が自宅等でも使用できる。</li> <li>・ 持ち運びが簡単であるため、被災者が家族・仲間と共有できる。</li> <li>・ トイレがない・洋式便器がない場合に段ボール、新聞紙、テープを使って作成することができる。</li> <li>・ ワークショップや訓練等でトイレの作成を体験する等、各家庭でのトイレの備蓄を周知するために効果的である。</li> </ul>
	<p><b>【優れた点・事後処理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気・水なしで使用できる。</li> <li>・ 比較的安価、かつ少ないスペースで保管できる。</li> <li>・ 既設の個室があれば使用できる。</li> <li>・ 既存の個室以外で使用する場合は、パーティション等で仕切れば使用できる。</li> <li>・ 福祉避難スペース等で使用できる。</li> <li>・ 使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策についての検討が必要である。</li> </ul>

種類 (処理方法)	概要・特徴、優れた点・事後処理
<p>③ 仮設トイレ</p> <p>仮設トイレ (汲み取り)</p> 	<p><b>【概要・特徴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気なしで使用できるものが多い。</li> <li>・ 便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。</li> <li>・ 階段付きのものが多い一方で、車イスで利用できるバリアフリータイプもある。</li> <li>・ イベント時や建設現場で利用されることが多い。</li> <li>・ 仮設トイレを設置する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。</li> </ul> <p><b>【優れた点・事後処理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鍵をかけることができる。</li> <li>・ 照明・水洗・手洗い付きの物等があり、衛生的に使用できる。</li> <li>・ 流通数が多いため調達しやすいが、交通事情により到着が遅れることに留意が必要。</li> <li>・ 建設現場等で繰り返し使われることが多いため、耐久性に優れている。</li> <li>・ 安定稼働させるうえで、汲み取り方法や汲み取り体制等、維持管理のルールが必要である。臭気対策も必要となる。</li> <li>・ 屋外で使用するため、トイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要である。</li> </ul>

仮設トイレ組立式 (汲み取り)		<b>【概要・特徴】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。</li> <li>・ 手すりが付いているタイプや便座の高さを調節できるタイプ等のバリアフリータイプがある。</li> <li>・ 仮設トイレを設置する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。</li> </ul>
	<b>【優れた点・事後処理】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貯留型は電気・水なしで使用できる。</li> <li>・ 折りたたみ式で搬送や保管が比較的容易である。</li> <li>・ 避難所等の屋外に設置することで、在宅避難者や外部からの支援者が使うことができる。</li> <li>・ トイレについて考えるきっかけづくりとして、組立訓練等で活用できる。</li> <li>・ 安定稼働させるうえで、汲み取り方法や汲み取り体制等、維持管理のルールが必要である。臭気対策も必要となる。</li> <li>・ 屋外で使用するため、トイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要である。</li> </ul>	

種類 (処理方法)	概要・特徴、優れた点・事後処理
④ マンホールトイレ マンホール トイレ (下水道投入)	<div style="text-align: center;">  </div> <b>【概要・特徴】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設等を設置するもの。</li> <li>・ 本管直結型及び流下型のマンホールトイレは、下流側の下水道管や処理場が被災していない場合に使用することが原則である。</li> <li>・ 貯留機能を有したマンホールトイレは、放流先の下水道施設が被災していたとしても汚物を一定量貯留することができるが、汲み取りが必要になる場合がある。</li> <li>・ 車イスで利用できるバリアフリータイプも設置できる。</li> <li>・ 避難所に整備する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。</li> </ul> <b>【優れた点・事後処理】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の水洗トイレに近い感覚で使用できる。</li> <li>・ 災害時に調達する手間なく使用することができる。</li> <li>・ 上屋部分の構造によっては、鍵をかけることができる。</li> <li>・ し尿を下水道管に流下させることができるため、衛生的に使用できる。</li> <li>・ 屋外で使用するため、トイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要である。</li> </ul>

種類（処理方法）	概要・特徴、優れた点・事後処理
<p>自己処理型トイレ （水循環式、コンポスト式、乾燥・焼却式）</p> 	<p>【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理装置を備えており、汚水を排水しない水循環式と、おが屑等によるコンポスト式、乾燥・焼却式がある。</li> <li>・ 水循環式は、汚水を好気性微生物により処理するものや、鉍物抽出液等を用いて凝集沈殿するタイプ等がある。</li> <li>・ 避難所に整備する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。</li> </ul>
<p>車載トイレ</p> 	<p>【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレ設備を備えた車両を指し、し尿を貯留するタイプや処理装置を備えたタイプがある。</li> <li>・ トイレは車載可能な範囲で設計変更できる。</li> <li>・ 処理方式の違いで、使用可能回数が異なる。</li> <li>・ ユニバーサルデザインを導入したタイプも開発されている。</li> <li>・ 平時は、イベントや公園等で使用できる。</li> <li>・ 避難所で使用する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。</li> </ul>
<p>便槽貯留</p> 	<p>【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時は水洗トイレとして使用する。</li> <li>・ 断水や停電時には、地下ピットとつながる蓋や便器底を開けて貯留式トイレとして使用する。</li> <li>・ 汲み取り方法や作業の容易性等を確認する必要がある。</li> <li>・ 上下水道が復旧した際に、水洗トイレとして利用再開する方法や地下ピットの清掃方法等についても確認する必要がある。</li> <li>・ 地下ピットだけを有し、仮設ブースを設けて使用するタイプもある。平時は組立式のトイレをピットの中に保管できるタイプもある。</li> <li>・ 避難所に整備する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。</li> </ul>

⑤その他のトイレ

出典：内閣府（防災担当）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

### 第 3 節 災害廃棄物等の収集運搬及び仮置場の設置

発災後は、生活衛生の確保を進めるため、速やかに災害廃棄物の収集運搬を実施するとともに、災害廃棄物を処理施設等へ搬入する前の選別や保管等を行う仮置場を設置します。

#### 1 収集運搬

発災時は、市内で収集運搬車両や人員の不足が予想されることから、平時から収集運搬体制の確保に努めるほか、発災後は、民間事業者等や近隣自治体へ応援を要請するなど、車両や人員を確保します。

また、収集運搬にあたっては、仮置場等への収集運搬車両の集中が予想されることから、交通に配慮したルート計画を作成し、円滑な収集運搬を実施します。

なお、冬期間に発災した場合は、道路の安全性に加え、積雪状況を確認するとともに、必要に応じて道路管理者へ除排雪を要請するなど、安全な収集運搬体制を確立します。

本市の許可業者が保有する収集車両は次のとおりです。(H29.10.1 現在)

区分	車種	積載量別台数(台)				合計 (台)
		2 t 未満	4 t 未満	10 t 未満	10 t 以上	
委託 車両	パッカー車	1	7	12	—	20
	トラック	—	1	1	—	2
	バキューム車	—	1	—	—	1
許可 車両	パッカー車	—	8	16	—	24
	トラック	7	22	8	—	37
	ダンプ	—	6	31	11	48
	バキューム車	—	3	3	—	6
	その他車両	6	—	1	5	12
合計		14	48	72	16	150

## 2 仮置場

発災後、早期の復旧・復興を軌道に乗せるために、仮置場を設置し、選別や再資源化を図りながら災害廃棄物の効率的な処分を進めます。

また、仮置場では、計量器を設置し、災害廃棄物の搬入・搬出量を把握するとともに、収集運搬車両の積載物の種類や割合を記録するなど、適正な管理を行うほか、仮置場での車両の集中が予想されるため、可能な限り一方通行により収集運搬車両が交錯しないようにします。

なお、仮置場の設置にあたっては、災害対策本部と協議のうえ、災害派遣部隊の活動拠点や、避難所・仮設住宅等の設置の妨げにならない場所に設置するものとします。

### (1) 仮置場の分類

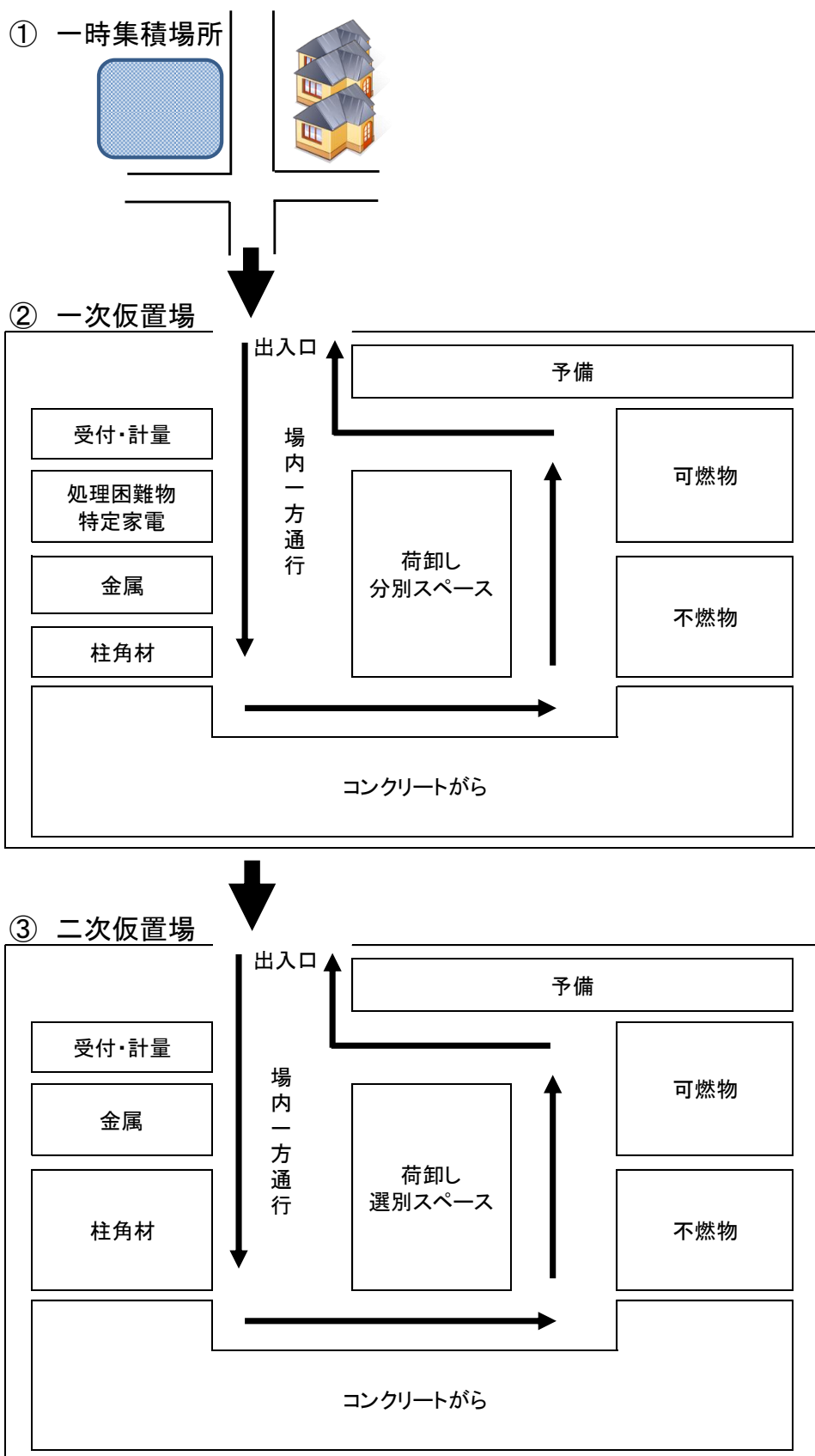
仮置場を大きく分類すると、市民がごみを直接搬入する一時集積場所、二次仮置場への積替え拠点として、災害廃棄物の仮置きと重機等により比較的簡易な粗破碎・粗分別を行う一次仮置場、中間処理施設への積替え拠点として、災害廃棄物の選別や保管のほか、必要に応じて破碎施設等を設置して中間処理を行う二次仮置場に分けられます。

また、一時集積場所は、そのまま一次仮置場になる場合もあります。

仮置場の分類は次のとおりです。

分類	定義
一時集積場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被災した市民が、自ら災害廃棄物を持ち込むことができる搬入場所。</li><li>・ 発災後、できるだけ速やかに、被災地区に比較的近い場所（公園等）に設置し、発災後、数か月間に限定して設置する。</li></ul>
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 二次仮置場への積替え拠点及び前処理機能を持つ。</li><li>・ 一時集積場所や発災現場等から災害廃棄物（可能な限り発災現場で分別したものを）、一次仮置場で区分して集積した後、分別する。</li><li>・ 比較的簡易な分別として、柱材・角材、コンクリートがら、金属くず及び処理困難物等を抜き出し、可燃系混合物（木くず等）及び不燃系混合物に分別してから、二次仮置場へ運搬する。</li></ul>
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中間処理施設への積替え拠点及び中間処理機能を持つ。</li><li>・ 一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を選別・保管し、必要に応じて再資源化や焼却、最終処分（埋立）のための中間処理（破碎施設等）を行うほか、仮設焼却炉を設置する場合もある。</li></ul>

(2) 仮置場のレイアウト



### (3) 仮置場面積の推計方法

災害廃棄物の発生量を基に、作業スペースを加味し、仮置場の面積を推計します。推計方法は、次のとおりです。

面積の推計方法の例
面積＝仮置量／見かけ比重／積み上げ高さ×（１＋作業スペース割合）
仮置量＝がれき発生量－年間処理量
年間処理量＝がれき発生量／処理期間
○見かけ比重：可燃物 0.4t/m <sup>3</sup> 、不燃物 1.1t/m <sup>3</sup> 、コンクリートがら 1.0 t/m <sup>3</sup> 、金属 1.13 t/m <sup>3</sup> 、柱角材 0.55 t/m <sup>3</sup>
注：見かけ比重：可燃物、不燃物（出典：災害廃棄物対策指針）、コンクリートがら、金属くず、柱角材（出典：平成 18 年 12 月 27 日 通知 産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について）
○積み上げ高さ：5m
注：積み上げ高さ：厚生省の「大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係わる調査報告書（8 年度）」の値。
○作業スペース割合：作業スペース割合 100%
注：仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加える。（出典：災害廃棄物対策指針）

### (4) 仮置場必要面積

	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	合計
発生量 (t)	81,981	81,981	236,834	30,060	24,594	455,450
見かけ比重 (t/m <sup>3</sup> )	0.40	1.10	1.00	1.13	0.55	
発生容量 (m <sup>3</sup> )	204,953	74,528	236,834	26,602	44,717	587,634
必要面積 (m <sup>2</sup> )	81,981	29,811	94,734	10,641	17,887	235,054

### (5) 仮置場の候補地の選定

大規模な災害発生時には、約 24 万㎡の仮置場が必要となりますが、このような土地を発災時に確保することは困難なことから、平時から仮置場の候補地となる土地について、事前に調査します。

仮置場の選定にあたって、基本的な考え方は、次のとおりです。

- ① 一時集積場所、一次仮置場、二次仮置場の設置場所は、地域防災計画で定める災害派遣部隊の活動拠点候補地を避ける。
- ② 一時集積場所は、市民の避難の妨げにならない公園等の場所を選定する。
- ③ 近隣に一次仮置場の設置が可能な場合は、そのまま一時集積場所とするため、簡易な粗分別のみ実施できる広い面積と長期利用が可能な場所を選定する。
- ④ 一次仮置場、二次仮置場の仮置き期間は、過去の事例からすると、1年間以上に及ぶことが想定されるため、本市が管理する未利用地や公共グラウンド、最終処分場跡地、民間事業者の廃棄物処理施設敷地内など、長期にわたって使用できる平坦な場所を選定する。
- ⑤ 余震等による法面崩壊や、汚濁水漏洩による飲用水汚染、悪臭や粉じんの飛散等の二次被害を可能な限り回避できる場所（住居等に隣接しない、飲用井戸が近隣に存在しない場所等）を選定し、これらの被害を防止する対策を講じる。
- ⑥ ダンプトラックの往来が可能（4 m 程度の幅員）である場所を選定する。
- ⑦ 降雨等に災害廃棄物から有害物質の溶出が想定されることから、溶出しても問題のない場所の選定やシート敷設等による漏出対策を施す。

#### 《参考》 市が管理する最終処分場跡地

名称	住所	面積	備考
八幡最終処分場	八幡 1 2 2 番地	79,836 ㎡	埋立終了（水処理等の維持管理中）
中島最終処分場	中島	65,367 ㎡	廃止済み
合計		145,203 ㎡	

### (6) 仮置場の運用での留意事項

仮置場では、集積後の二次災害や生活環境保全上の支障の防止を念頭に運用する必要があります。

運用での留意事項は、次のとおりです。

- ① 災害時に発生する高圧ガスボンベ等、爆発の危険性のあるものは、収集運搬車両や仮置場での火災の恐れがあるため、回収・集積を実施せずに取扱業者等へ連絡する。



- ② 生ごみなど腐敗物は仮置場に集積せずに、処理施設で速やかに処理する。
- ③ 家電については、テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫に分ける。
- ④ 仮置場では粉じんが発生しやすく、特に、家屋損壊等によるがれき類等は、吹き付け石綿等の飛散性アスベストが混入している可能性があるため、搬入車両を含めた作業員にはアスベスト用マスク着用を必須とする。
- ⑤ 吹き付け石綿の付着・混入が疑われる災害廃棄物については、アスベスト用マスク着用等の安全措置をとった作業員が、散水等により十分に湿潤化して袋詰めにするなど、保管中の飛散を防止する措置をとる。
- ⑥ かばんや金庫は、貴金属や金銭類が入っている可能性があるため、別途、一時保管する。
- ⑦ アルバムや位牌等の個人的価値の高い物は、濡れないよう別にする。
- ⑧ PCB含有廃棄物や含有が疑われる廃棄物については、屋根のある屋内で保管するか、野外の場合は防水性のビニールシートで全体（底面含む）を覆い、風雨にさらさないようにし、PCB廃棄物の保管場所であることを表示する。
- ⑨ 危険物の内、スプレー缶やライター類は、レバーをテープや輪ゴムで押さえて火の気や可燃物の無い風通しの良い場所でガス抜きしてから、太陽光から遮断した温度の上昇しない場所で保管し、農薬や鉛蓄電池（自動車、オートバイなどから発生）は、屋根のある屋内で保管するか、野外の場合は防水性のビニールシートで全体を覆い、風雨にさらさないようにする。
- ⑩ 万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を2メートル以上設ける。
- ⑪ 防音壁や飛散防止ネットを設置し、大気汚染対策を行うほか、必要に応じて消臭材散布による悪臭防止を講じる。
- ⑫ 周辺地域からの廃棄物持ち込みを防止するため、被災者に搬入整理券等を発行して搬入を許可制とするほか、生ごみ等の搬入を防止するため、仮置場に管理人を配置する。
- ⑬ 積雪期においても、仮置場が使用できるよう、適切な除排雪を講じる。

### (7) 仮置場等の環境モニタリング

建物の解体現場や仮置場等における労働災害の防止、その周辺における地域住民への生活環境への影響を防止するため、環境モニタリングを行います。

また、必要に応じて環境項目以外の調査項目を加えて見直し・追加を行います。

環境モニタリングの項目、対策は、次のとおりです。

影響項目	環境影響	対策例
大 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散</li> <li>・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散</li> <li>・災害廃棄物保管による有害ガス・可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な散水の実施</li> <li>・保管、選別、処理装置への屋根の設置</li> <li>・周囲への飛散防止ネットの設置</li> <li>・フレコンバッグへの保管</li> <li>・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制</li> <li>・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄</li> <li>・収集時分別や目視による石綿分別の徹底</li> <li>・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視</li> <li>・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の防止</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動</li> <li>・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音・低振動の機械、重機の使用</li> <li>・処理装置の周囲等に防音シートを設置</li> </ul>
土 壌 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・P C B等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>
臭 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物からの悪臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li> </ul>
水 質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・敷地内で発生する排水、雨水の処理</li> <li>・水たまりを埋めて腐敗防止</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針

## 第 4 節 災害廃棄物等の処理

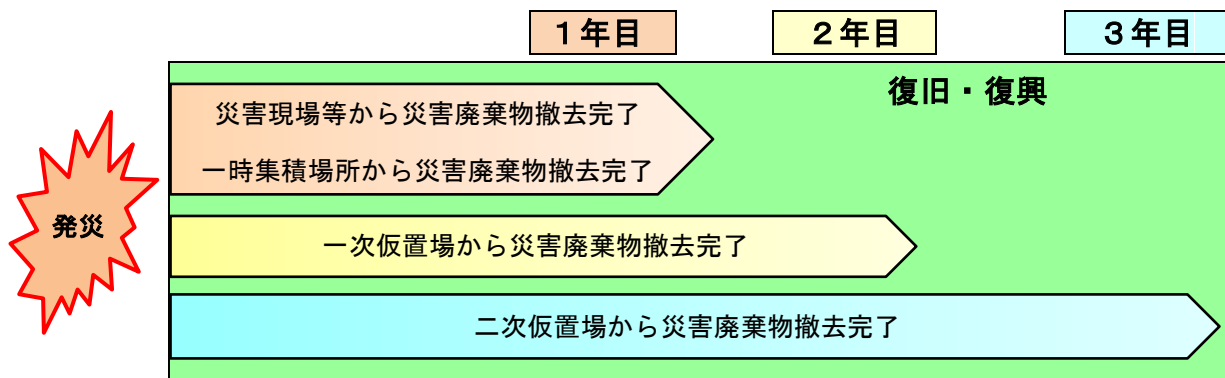
### 1 処理スケジュール

本計画では、可能な限り早期に復旧・復興を図るため、災害廃棄物等は概ね3年間で処理の完了を目指します。

発災後は、速やかに災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物等の発生量、処理施設の被害状況等から処理可能量などを勘案して、処理スケジュールを見直します。

なお、処理は、道路障害物や倒壊の危険性のある家屋等、有害廃棄物・危険物、腐敗性廃棄物の処理など、緊急性の高いものを優先します。

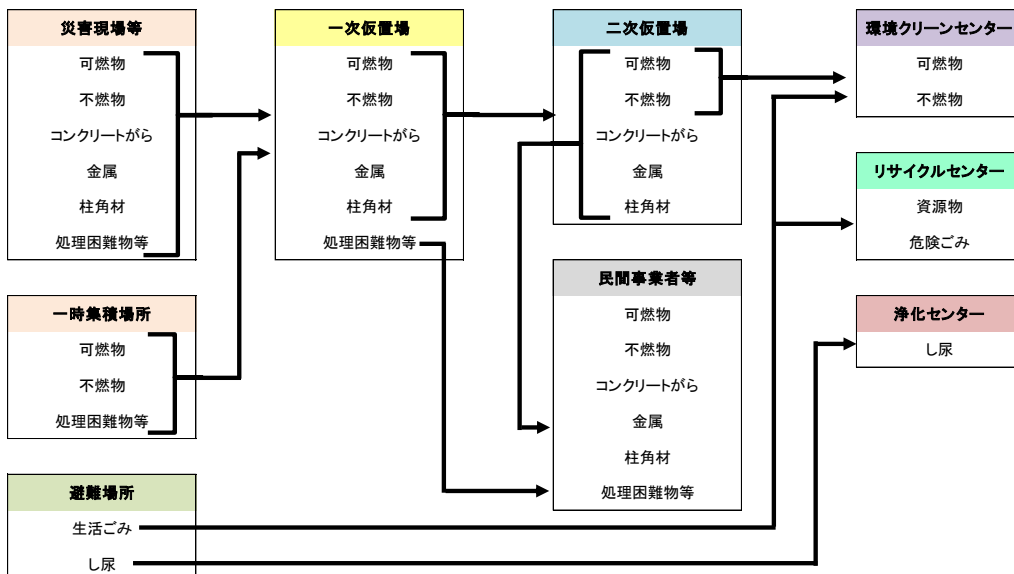
処理スケジュールは、次のとおりです。



### 2 処理フロー

発災後は、平時の処理と大きく異なり、木くずやがれき等の多量の災害廃棄物等が発生するため、仮置場において選別したのち、破碎等の中間処理により、再資源化を図ります。

処理フローは、次のとおりです。



### 3 災害廃棄物の処理に係る基本的な考え方

災害廃棄物は、再資源化を図るなど、最終処分場への搬入を最小限にします。

#### ① 可燃物

可燃物は、再資源化が困難なため、環境クリーンセンターでの処理を基本とし、処理能力が不足する場合は、民間事業者や他市町村などへ応援を要請する。

#### ② 不燃物

ガラスくず、陶磁器くず、瓦やその混合物などの不燃物は、再資源化が困難なため、環境クリーンセンターでの処理を基本とし、処理能力が不足する場合は、民間事業者や他の市町村などへ応援を要請する。

#### ③ コンクリートがら

コンクリートがらは、再資源化を図るため、民間事業者に処理を委託し、民間事業者での処理が困難な場合は、仮置場に仮設の再資源化施設を設置する。

#### ④ 金属

金属は、民間事業者に引取りを依頼し、再資源化を図る。

#### ⑤ 柱角材

木質系はチップ化などして再資源化を図るため、民間事業者に処理を委託し、民間事業者での処理が困難な場合は、仮置場に仮設の再資源化施設を設置する。

### 4 災害廃棄物の処理量

災害廃棄物等の処理に係る方向性について検討するための基礎的な情報として、環境クリーンセンターにおける災害廃棄物等の処理可能量を試算します。

#### (1) 環境クリーンセンターでの災害廃棄物の処理可能量

##### ① ガス化溶融施設（処理能力：140 t /日）の処理可能量

計画処理量	—	処理実績*	≒	災害廃棄物の処理可能量
38,000 t /年	—	31,783 t /年	≒	6,200t/年
発生量（可燃物）	—	処理量（3年間）	≒	処理残量（見込み）
81,981 t	—	18,600 t /3年	≒	63,400t

##### ② 破砕施設（処理能力：35t/日）の処理可能量

計画処理量	—	処理実績*	≒	災害廃棄物の処理可能量
8,750 t /年	—	3,299t /年	≒	5,400 t /年
発生量（不燃物）	—	処理量（3年間）	≒	処理残量（見込み）
81,981 t	—	16,200 t /3年	≒	65,700 t

※ 平成29年度実績

## (2) 民間事業者等による処理量

① 可燃物			
処理残量	÷	処理期間	≒ 災害廃棄物処理量
63,400 t	÷	3年間	≒ 21,100 t/年 (約 80 t/日)
② 不燃物			
処理残量	÷	処理期間	≒ 災害廃棄物処理量
65,700 t	÷	3年間	≒ 21,900 t/年 (約 80 t/日)
③ コンクリートがら			
発生量	÷	処理期間	≒ 災害廃棄物処理量
236,834 t	÷	3年間	≒ 78,900 t/年 (約 280 t/日)
④ 金属			
発生量	÷	処理期間	≒ 災害廃棄物処理量
30,060 t	÷	3年間	≒ 10,000 t/年 (約 40 t/日)
⑤ 柱角材			
発生量	÷	処理期間	≒ 災害廃棄物処理量
24,594 t	÷	3年間	≒ 8,200 t/年 (約 30 t/日)

## 5 生活ごみ・し尿の処理

生活ごみは、平時の分別とし、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「大型ごみ」は環境クリーンセンターで処理し、「資源物・危険ごみ」は、リサイクルセンターで資源化します。

また、し尿は、浄化センターで処理します。

分別区分は、次のとおりです。

分別区分		主な品目
生活ごみ	燃やせるごみ	生ごみ、紙類、プラスチック類 (薄い・軟らかいもの)、布類、草など
	燃やせないごみ	木類、プラスチック類 (厚い・硬いもの)、ガラス・陶磁器・金属類、小型家具・敷物類、皮・ゴム製品、小型家電など
	大型ごみ	最大辺 1m 超えの家具・スキー、発火性のある石油ストーブ・ガスレンジ、硬いかたまり状の鉄アレイなど
	資源物	びん・かん、ペットボトル、紙パック、白色トレイ
	危険ごみ	スプレー缶、ガスライター、乾電池、蛍光管、水銀体温計など
し尿		し尿、浄化槽汚泥

## 第 5 節 一般廃棄物処理施設

### 1 市の処理施設

燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみは、環境クリーンセンターで中間処理（破碎・焼却）を行い、資源物を取り出して資源化業者に売却し、処理残渣は最終処分場に埋め立てます。

資源物は、リサイクルセンターで中間処理（選別・圧縮・減容・梱包）を行い、資源化業者に売却又は容器包装リサイクル協会に委託して資源化し、処理残渣は環境クリーンセンターで中間処理されています。

危険ごみは、その種類に応じて、リサイクルセンターでの中間処理や再生業者への処理委託により資源化しています。

#### （1）環境クリーンセンター

所在地	江別市八幡 122 番地
使用開始	平成 14 年 12 月 1 日
処理方式	ごみ熱分解燃焼溶融方式
処理対象物と処理能力	燃やせるごみ 140 t（70 t / 日 × 2 炉） 燃やせないごみ 35 t / 5 時間
リサイクル（熱回収量） 発電能力	最大 1,980 k w
リサイクル	鉄、アルミ、溶融スラグ

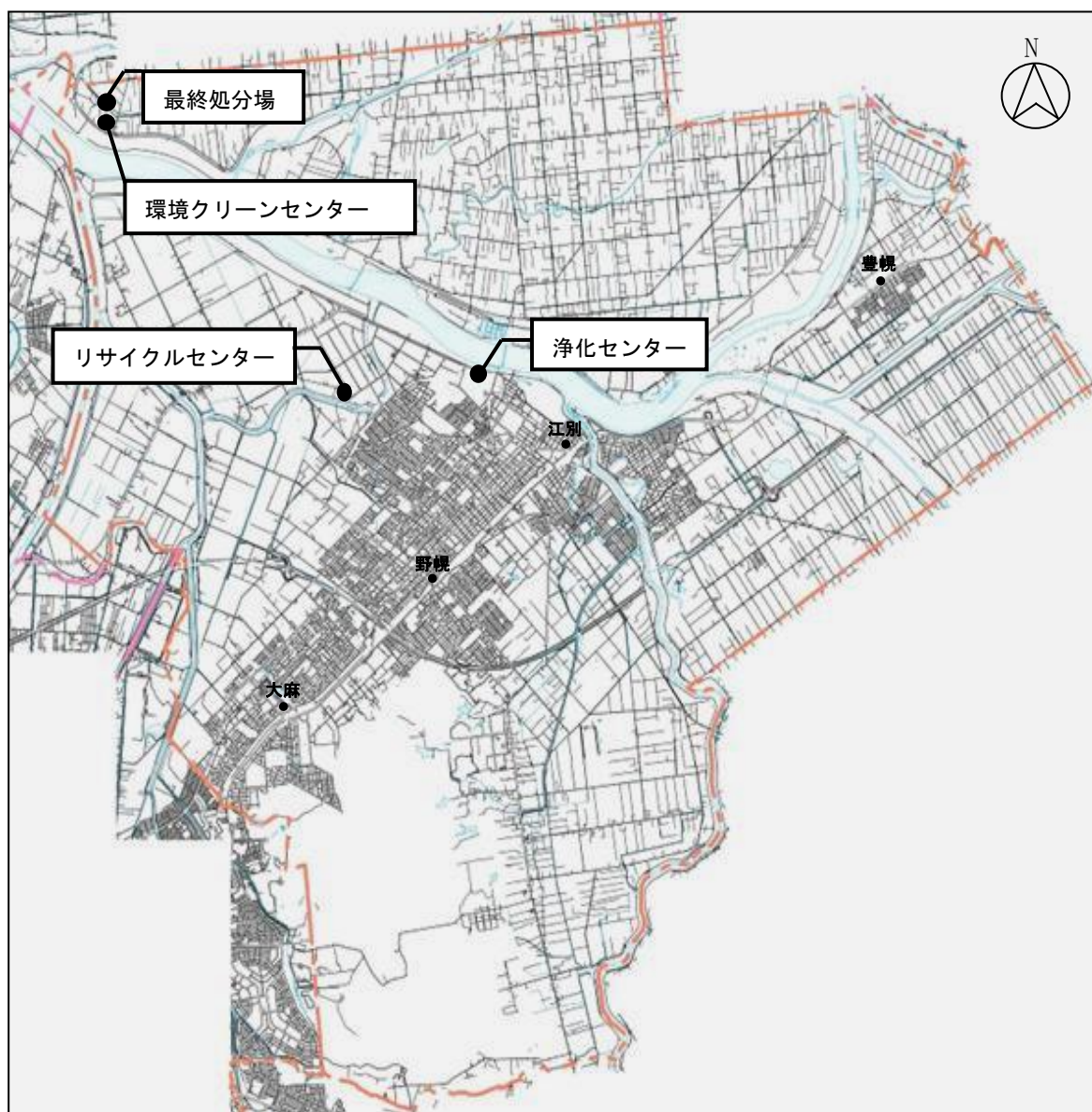
#### （2）リサイクルセンター

所在地	江別市工栄町 14 番地 1
使用開始	平成 12 年 3 月 22 日
処理能力	18.5 t / 日
処理対象物	びん類、かん類、ペットボトル、紙パック、 白色トレイ

#### （3）最終処分場

所在地	江別市八幡 122 番地
使用開始	平成 16 年 6 月 1 日
敷地面積	68,300 m <sup>2</sup>
埋立面積	34,000 m <sup>2</sup>
埋立容量	78,000 m <sup>3</sup>

(4) 施設の位置



## 2 市の処理施設の補修体制等

### (1) 発災時の緊急点検

発災時には、施設ごとにあらかじめ定めた緊急点検リストに基づいて一般廃棄物処理施設の緊急点検を実施します。

本市は環境クリーンセンターの管理運営を株式会社エコクリーン江別に委託し、リサイクルセンターの運転を江別リサイクル事業協同組合に委託しているほか、し尿等は市浄化センターで処理を行っていることから、緊急点検については、事前に内容を把握するとともに、両事業者並びに市水道部と情報を共有します。

### (2) 施設被災時の応急対策

環境クリーンセンター等が被災した場合には速やかに復旧作業に取りかかり、安定した処理体制の確保を図り、すぐに復旧できない場合の事態に備え、近隣市町村及び民間事業者の処理施設で処理できるよう協定の締結を進めます。

### (3) 停電時体制の整備

大規模震災等災害の発生後、しばらくは停電が予想されることから環境クリーンセンター等における施設運転状況を把握した上で、ごみ、資源物及びし尿の収集方法等を収集委託事業者と協議し、広報車や掲示板等を利用して市民に周知します。



### 3 許可業者の処理施設

市では、平時から許可業者の保有施設で、廃棄物の再資源化を図っています。  
 発災後の災害廃棄物の処理についても、これらの施設で再資源化に努めていきます。  
 許可業者が保有する一般廃棄物処理施設等は、次のとおりです。(H29.10.1 現在)

#### (1) 市内許可業者

許可業者 (許可番号)	施設の種類 (能力)	施設の 設置場所	廃棄物の 種類	備 考
(有)豊栄 (第109号)	ペットボトルの 破砕施設  (1.92 t /日×2)	江別市角山 64-18	ペットボトル	P G B 20×2 台
角山開発(株) (第107号)	木くずの破砕施設  (155.84 t /日)	江別市角山 425-2	木くず	MC-6000 型 設置届 石環生第 1774 号
	がれきの破砕施設  (560 t /日)	江別市角山 425-14	がれき類(コン クリートがら)	N F C 3018 型 設置届 石環生第 160-33 号
	焼却施設  (42.67 t /日)	江別市角山 69-9 69-10	動植物性残渣、 動物の死体	ストーカー炉 設置届 石環生第 4644 号
	R P F 製造施設  (66.48/日)	江別市角山 425-2 425-18	木くず、草、 紙くず、 繊維くず(畳)	S C -200N 型 設置許可 石環生第 3468 号
	選別施設  (2,080/日)	江別市角山 192-1 192-2	がれき類、 木くず、草、 すきとり物 樹木類	C S 4×8 設置許可 石環生第 4816 号
	圧縮施設  (4.86 t /日)	江別市角山 69	動植物性残渣	C P -17N3 型

(2) 市外許可業者

許可業者 (許可番号)	施設の種類 (処理能力等)	施設の 設置場所	廃棄物の種類	備 考
(株) C & R (第 106 号)	伐採木の破砕施設 (200 t / 日)	苫小牧市 字静川 5-4	伐採木	可搬型 設置許可 環整第 79-2 号
	伐採木の破砕施設 (200 t / 日)	苫小牧市 字静川 5-4	伐採木	可搬型 設置許可 環整第 79-3 号
昭和マテリア ル(株) (第 101 号)	伐採木の破砕施設 (400 t / 日)	岩見沢市 上幌向町 542-10	伐採木	可搬型 設置許可 環廃第 85-5 号
	伐採木の破砕施設 (320 t / 日)	岩見沢市 上幌向町 542-10	伐採木	可搬型 設置許可 空環生第 718 号
	選別機 (369.6 t / 日)	岩見沢市 上幌向町 542-10	伐採木、 すき取り物	RHC6-230C型 設置許可 空環生第 10993 号

#### 4 仮設焼却炉の設置等

可燃ごみの処理にあたり、環境クリーンセンターや近隣自治体、民間事業者の焼却施設での処理が困難となった場合は、仮設焼却炉の設置を検討します。

なお、設置には、生活環境影響調査や仮設焼却炉の種類毎の特性など、専門的知識が必要になることから、国や北海道のほか、学識経験者等と連携して対応するものとします。

##### (1) 仮設焼却炉の設置の検討

市の施設の被災状況や災害廃棄物の処理量、処理期間等を踏まえ、仮設焼却炉の設置を検討し、仮設焼却炉の設置が必要と判断される場合には、必要経費等を踏まえ、効率的に処理を行うことができる処理能力や設置基数を検討します。

##### (2) 仮設焼却炉の設置手続き

仮設処理施設の設置が必要となる場合、その設置場所や施設配置を検討し、その際、周辺住民への環境上の影響を可能な限り防止・低減するよう配慮します。

また、設置場所の決定後は、生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進め、設置に当たっては、制度を熟知した上で手続きの簡素化に努め、工期の短縮を図ります。

##### (3) 仮設焼却炉の運営・管理

仮設焼却炉の運営・管理にあたっては、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう適切に行います。

- ① 仮設焼却炉への投入に当たっては、災害廃棄物の分別を徹底し、土砂等の不燃物を取り除くことでクリンカや残さ物の発生を抑制する。
- ② 土砂や水分が影響し、仮設焼却炉の発熱量（カロリー）確保が必要となった場合は、助燃剤として解体木くずや廃プラスチック類、又は重油等の投入を検討する。
- ③ 仮設処理施設に搬入された災害廃棄物への降雨等による水分の影響を防ぐため、シートで覆うか、テントの設置などで対応する。

##### (4) 処理終了後の仮設処理施設の解体・撤去

仮設焼却炉の解体・撤去に当たっては、関係法令を遵守し、労働基準監督署など関係者と十分に協議した上で実施します。

- ① 仮設焼却炉自体がダイオキシン類や有害物質等に汚染されている可能性も考えられることから、作業前、作業中及び作業後においてダイオキシン類等の環境モニタリングを行う。
- ② ダイオキシン類や有害物質が飛散しないよう、関係者との協議を踏まえた必要な措置（周囲をカバーで覆う等）を施した上で解体・撤去を行う。
- ③ 作業員は汚染状況に応じた適切な保護具を着用して作業を行う。落下等の危険を伴う箇所での作業も生じることから安全管理を徹底する。

## 5. 災害廃棄物等の再資源化の処理方法

災害廃棄物	処理方法
コンクリートがら	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40mm 以下に破碎し、路盤材（再生クラッシュラン）、液状化対策材、埋立柱材として利用。</li> <li>・ 埋め戻し材・裏込め材（再生クラッシュラン・再生砂）として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理を行う。</li> <li>・ 5～25mm に破碎し、二次破碎を複数回行うことで再生粗骨材 M に利用。</li> </ul>
金属	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有価物として売却</li> </ul>
柱角材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用。</li> <li>・ 家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用。</li> </ul>
処理困難物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は、指定引取場所に搬入してリサイクルする。</li> <li>・ 廃自動車は、自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引渡しまで一次仮置場で保管する。</li> <li>・ タイヤは、域外にて破碎後、適宜リサイクルする。</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針

## 第 4 章 市民等への普及啓発・広報等

### 第 1 節 平時の市民等への啓発

災害時においては、生活ごみ・粗大ごみ等の排出方法に対する混乱が想定され、市町村では、通常と異なる排出・処理方法に対する市民や事業者からの問い合わせへの対応に追われることが想定されます。

そのため、平時から市の広報紙やホームページを使用して、災害時の分別や排出方法等について、市民等へ啓発を行います。

### 第 2 節 発災後の市民等への普及啓発・広報等

発災後の災害廃棄物の処理にあたって、市民等へ迅速、かつ、適正な情報の発信に努めます。

#### 1 初動時（発災時）

- (1) 優先して伝達すべき情報（被害状況や余震、安否確認、避難所や救援物資支給）の周知の阻害や、多種の情報を提供して混乱を招かないように配慮します。
- (2) 対応する職員によって提供する情報に誤りや食い違いがないように、Q&A 集などを作成し、情報の一元化を図ります。

#### 2 応急対応時

- (1) 具体的な取扱いが決定しない段階では、当面の対処方法について明示します。
- (2) 仮置場の位置や搬入時間、搬入車両制限等の具体的な指示情報を発信します。
- (3) 被災現場での初期分別及び仮置場での分別・整理のため、計画するフローに沿った分別の手引きを、写真やイラストを用い、誰にでもわかりやすいものを作成します。

#### 3 復旧・復興時

仮置場への搬入に関する通行禁止・不可ルート等を明示し、円滑に処理できるよう市民及び事業者に対して協力を要請します。

#### 4 全般

- (1) 情報発信時には、発信元及び問合せ先を明示します。
- (2) 外国人に向けて、英語版等のチラシを作成することを検討します。
- (3) 要配慮者に向けて、広報車や避難所等に設置する掲示板、メール等で避難所開設情報等を配信する市の防災情報提供サービス（利用するには、市への事前登録が必要となります）を活用するほか、テレビやラジオ、新聞等のメディアなど、多様な情報提供手段を使って、被災者全体へ情報を提供します。

